

# 令和7年度台風・津波等対策委員会 総会資料

---

東京海上保安部  
令和7年6月25日

# 令和7年度 台風・津波等対策委員会総会

1. 令和6年度 台風・津波等への対応状況について
2. 台風・津波等対策委員会会則等の一部改正(案)について  
～ FAX廃止に伴う改正 ～
3. 令和7年度 台風・津波等の対策について

# 1. 令和6年度 台風・津波等への 対応状況について

## 台風及び低気圧に対する勧告発令状況一覧表

種類	第一警戒体制	解除	第二警戒体制	解除	入港制限	解除	錨泊自粛	解除
低気圧	R6 4月9日0600	4月9日1500						
低気圧	5月28日1800	5月19日1000						
低気圧	6月30日2000	7月1日1000						
<b>台風第7号</b>	<b>8月15日1600</b>	<b>8月17日0700</b>	<b>8月15日1800</b>	<b>8月17日0500</b>	<b>8月15日1600</b>	<b>8月17日0500</b>	<b>8月16日1000</b>	<b>8月17日0300</b>
低気圧	9月22日0500	9月22日1600						
低気圧	R7 2月13日0930	2月13日1800						

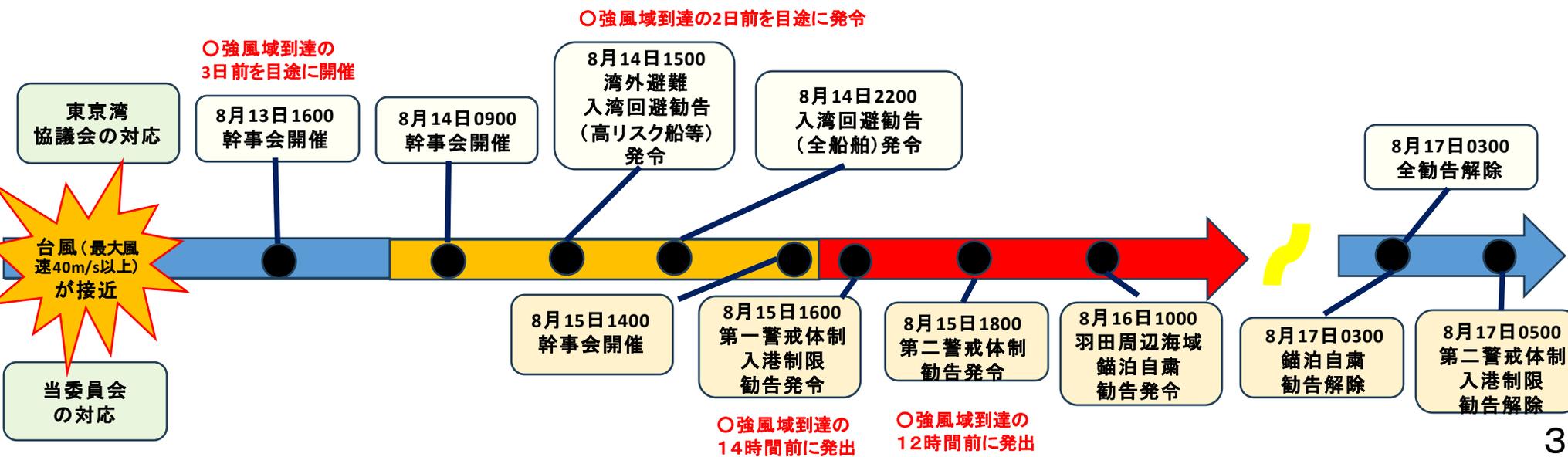
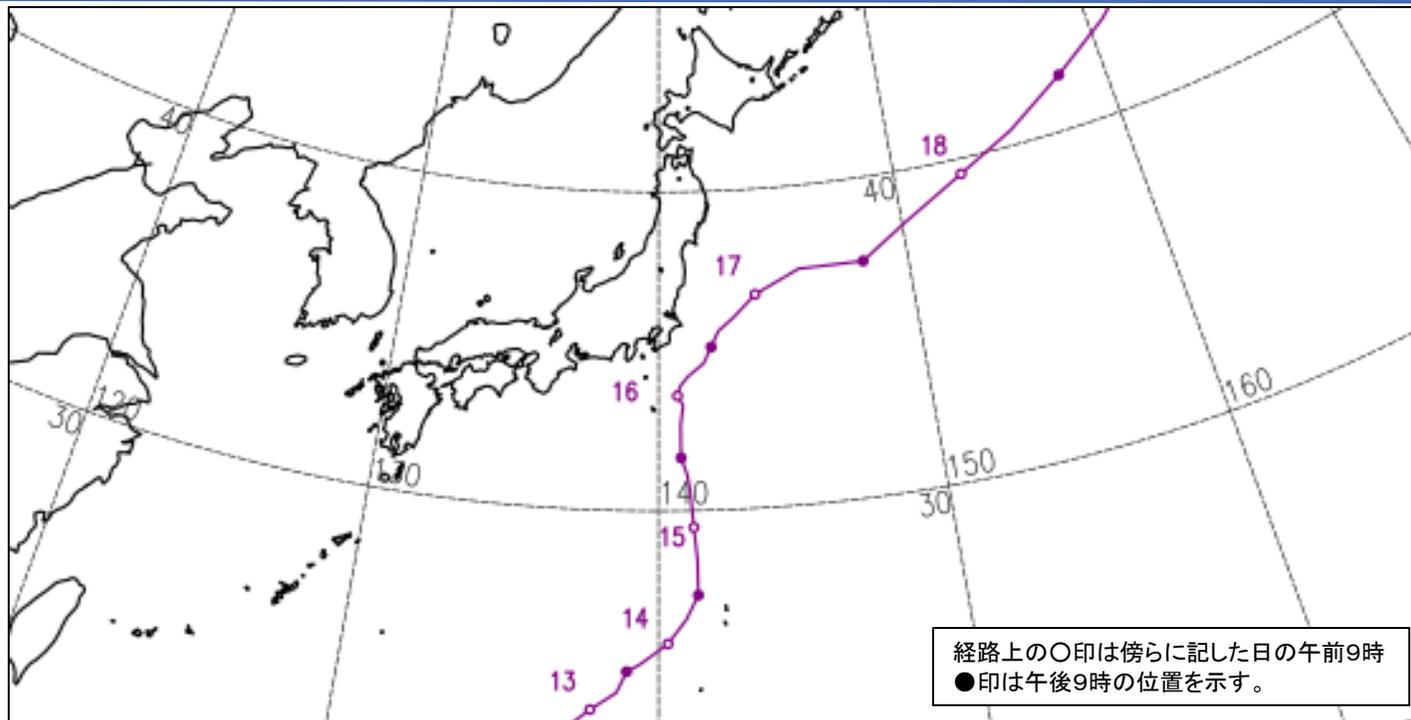
☆その他: 台風及び低気圧に対する注意喚起19件発出

## 津波に対する勧告発令状況一覧表(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意))

- 8月8日16時43分頃、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生
- 気象庁は同日19時15分「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」を発表
- 同日1950、京浜港長(東京区)から**勧告(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意))**を発令
- 15日1700、政府から同情報発表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけが終了したため、同時刻をもって京浜港長(東京区)は勧告を解除

### 令和6年度のトピックス

1. 台風第7号来襲時、東京湾で初めて湾外避難・入湾回避勧告及び港外避難勧告を前倒して発令
2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に係る勧告を初めて発令



## **2. 台風・津波等対策委員会会則等の 一部改正について**

**～ FAX廃止に伴う改正 ～**

**※FAX → 電子メールへ完全移行**

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">台風・津波等対策委員会会則</p> <p>第1条 ～ 第2条 略</p> <p>第3条 1 ～ 2 略                      3 委員会（総会を除く。）又は幹事会（以下「委員会等」という。）の招集は、<u>電子メール</u>により通知する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 1 略                      2 委員は、京浜港長（東京）又は第三管区海上保安本部長が措置について勧告したときは、台風等対策要領及び津波対策要領に基づき所要の対策の実施を推進する。</p> <p>第6条 委員会等の情報連絡系統は別表のとおりとし、<u>電子メールにより速やかに伝達する。なお、変更等があった場合は直ちに事務局に連絡する。</u>                      2 略</p> <p>附 則 略</p>	<p style="text-align: center;">台風・津波等対策委員会会則</p> <p>第1条 ～ 第2条 略</p> <p>第3条 1 ～ 2 略                      3 委員会（総会を除く。）又は幹事会（以下「委員会等」という。）の招集は、<u>Eメール及びFAX</u>により通知する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 1 略                      2 委員は、京浜港長（東京）又は第三管区海上保安本部長が措置について勧告等したときは、台風等対策要領及び津波対策要領に基づき所要の対策の実施を推進する。</p> <p>第6条 委員会等の情報連絡系統は別表のとおりとし、変更等があった場合は直ちに事務局に連絡する。                      2 略</p> <p>附 則 略</p>

※別表「台風・津波等対策委員会連絡系統図」の各FAX番号も削除します。

改正後	改正前
<p>台風等対策実施要領</p>	<p>台風等対策実施要領</p>
<p>第1 略</p>	<p>第1 略</p>
<p>第2 委員長は、京浜港長（東京）<u>又は第三管区海上保安本部長による台風等に起因する勧告</u>が発表された場合は、以下の方法により委員に伝達する。</p> <p>(1) 台風・津波等対策委員会会則第6条に規定する連絡系統</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 海の安全情報</p> <p>(4) 略</p>	<p>第2 委員長は、京浜港長（東京）<u>による港外避難、錨泊自粛に関する勧告若しくは入港制限又は第三管区海上保安本部長による湾外避難、走錨対策強化若しくは入湾回避に関する勧告（以下、勧告等という。）</u>が発表された場合は、以下の方法により委員に伝達する。</p> <p>(1) 台風・津波等対策委員会会則第6条に規定する連絡系統<u>及び電子メール</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 海の安全情報 <u>（東京海上保安部ホームページ等）</u></p> <p>(4) 略</p>
<p>(勧告への対応)</p>	<p>(勧告<u>等</u>への対応)</p>
<p>第3 委員は、前条のいずれかの方法により勧告を入手した場合、関係者及び関係船舶に勧告の内容及び別表の対策について直ちに周知徹底を図ること。</p>	<p>第3 委員は、前条のいずれかの方法により勧告<u>等</u>を入手した場合、関係者及び関係船舶に勧告<u>等</u>の内容及び別表の対策について直ちに周知徹底を図ること。</p>
<p>第4 略</p>	<p>第4 略</p>
<p>(勧告の解除)</p>	<p>(勧告<u>等</u>の解除)</p>
<p>第5 京浜港長（東京）又は第三管区海上保安本部長から勧告の解除が発表された場合、委員のうち、係留施設の管理者は、船舶の着岸・係留に対する支障の有無を確認し、支障が認められた場合は、直ちに関係官庁及び関係船舶に連絡すること。</p>	<p>第5 京浜港長（東京）又は第三管区海上保安本部長から勧告<u>等</u>の解除が発表された場合、委員のうち、係留施設の管理者は、船舶の着岸・係留に対する支障の有無を確認し、支障が認められた場合は、直ちに関係官庁及び関係船舶に連絡すること。</p>
<p>別紙 (略)</p>	<p>別紙 (略)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">津波対策実施要領</p> <p>第1 略</p> <p>第2 委員長は、<u>京浜港長(東京)</u>から勧告が発表された場合は、以下の方法により委員に伝達する。</p> <p>(1) 台風・津波等対策委員会会則第6条に規定する連絡系統</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 海の安全情報</p> <p>(4) 略</p> <p>第3 ～ 第4 略</p> <p>別表 略</p>	<p style="text-align: center;">津波対策実施要領</p> <p>第1 略</p> <p>第2 委員長は、<u>港長</u>から勧告が発表された場合は、以下の方法により委員に伝達する。</p> <p>(1) 台風・津波等対策委員会会則第6条に規定する連絡系統<u>及び電子メール</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 海の安全情報 <u>(東京海上保安部ホームページ等)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第3 ～ 第4 略</p> <p>別表 略</p>

### **3. 令和7年度台風等の対策について**

# 台風等に関する勧告 (京浜港長)

	第一警戒体制	第二警戒体制	入港制限	錨泊自粛
<b>基準</b>	1 平均風速15m/s以上が予想される4時間前 2 台風の強風域が京浜港にかかる4時間前 3 台風の来襲により、東京湾で最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合、強風域が京浜港にかかる14時間前	1 台風の暴風域が京浜港にかかる場合、その強風域が京浜港にかかる2時間前 2 台風の来襲により、東京湾で最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合、強風域が京浜港にかかる12時間前	台風の暴風域が京浜港にかかる場合、第一警戒体制に合わせて発令	京浜港に平均風速20m/s以上が予想される4時間前
<b>措置の概要</b>	1 荒天準備 2 資機材等の流出防止措置 3 荷役、工事作業の中止基準厳守 4 設備を備える船舶は次の事項厳守 ①VHF16chの常時聴取 ②AISの作動又は作動状況確認 ③レーダー等による自船錨泊位置周辺の監視 ④最新の気象情報入手及び気象海象状況への留意	1 荒天準備完了、厳重な警戒体制 2 小型船及び汽艇等は、河川、運河その他安全な場所へ避難 3 <u>避難対象船舶</u> は防波堤外の安全な場所へ避難 4 流出防止措置を完了した資機材の厳重な警戒体制 5 設備を整える船舶は次の事項厳守 ①第一警戒体制4①～③に同じ ②走錨防止のためレーダー等による自船位置の連続監視 ③機関スタンバイ ④最新の気象情報の入手、気象海象状況及び変化への注意 ※ <u>避難対象船舶</u> : 3,000GT以上(ブイ係留船舶は2,000GT以上)	3,000GT以上(ブイ係留船舶は2,000GT以上)の船舶は入港しないこと	1 錨泊制限海域に錨泊しないこと 2 錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、同海域外へ出域すること

# **台風に関する勧告 (第三管区海上保安本部長)**

## 用語の定義

### 東京湾

千葉県洲崎灯台から神奈川県劔埼灯台まで引いた線以北の海域



### 高リスク船等

- ・長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- ・長さ200m以上の客船、フェリー、貨物船
- ・総トン数5万トン以上の危険物積載船(液化ガス船を除く)
- ・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- ・積荷積載率が10%以下の船舶

高リスク船等

## 湾外避難の勧告

### 発出の目安

東京湾において、最大風速40m/s以上の暴風のおそれがある場合、東京湾へ台風が到達する**2日程度前を目途**に発出される。

### 措置内容

- 1 高リスク船等  
十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難
- 2 高リスク船等以外  
東京湾外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難を適切に行う。

#### 【補足】

以下の船舶は対象外となります。

- 平水、沿海又は限定近海を航行区域とする内航船舶等で、船長が自船の堪航性等を考慮し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶
- 旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。)又は内航貨物定期航路事業に従事する船舶で、船長が自船の錨泊限界風速等を勘案し、東京湾内において安全に避難することが可能と判断した船舶

## 入湾回避の勧告

### 発出の目安

湾外避難の勧告と同様。

東京湾において、最大風速40m/s以上の暴風のおそれがある場合、東京湾へ台風が到達する**2日程度前を目途**に発出される。

### 船舶の対応

#### 1 高リスク船等

勧告発出以降、東京湾への入湾を回避する。

#### 2 高リスク船等以外

台風の強風域が東京湾に到達する12時間前以降、東京湾への入湾を回避する。

### 【補足】

以下の船舶は対象外となります。

- 平水、沿海又は限定近海を航行区域とする内航船舶等で、船長が自船の堪航性等を考慮し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶
- 旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。)又は内航貨物定期航路事業に従事する船舶で、船長が自船の錨泊限界風速等を勘案し、東京湾内において安全に避難することが可能と判断した船舶

## 走錨対策強化の勧告

※通常の台風等でも発出されます。

### 発出の目安

東京湾アクアライン周辺海域において、平均風速20m/s以上の強風が予想される場合。



### 東京湾アクアライン周辺海域に錨泊する船舶の対応

- ・ 厳重な**走錨事故防止対策**を講じ、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止する。
- ・ 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる体制を確立する。

#### ※走錨事故防止対策

- ・ VHF16chの常時聴取
- ・ 船橋当直の増員配置
- ・ 錨鎖の適切な伸出量の確保
- ・ 機関及びスラスターの起動
- ・ AISの作動維持

#### 【補足】

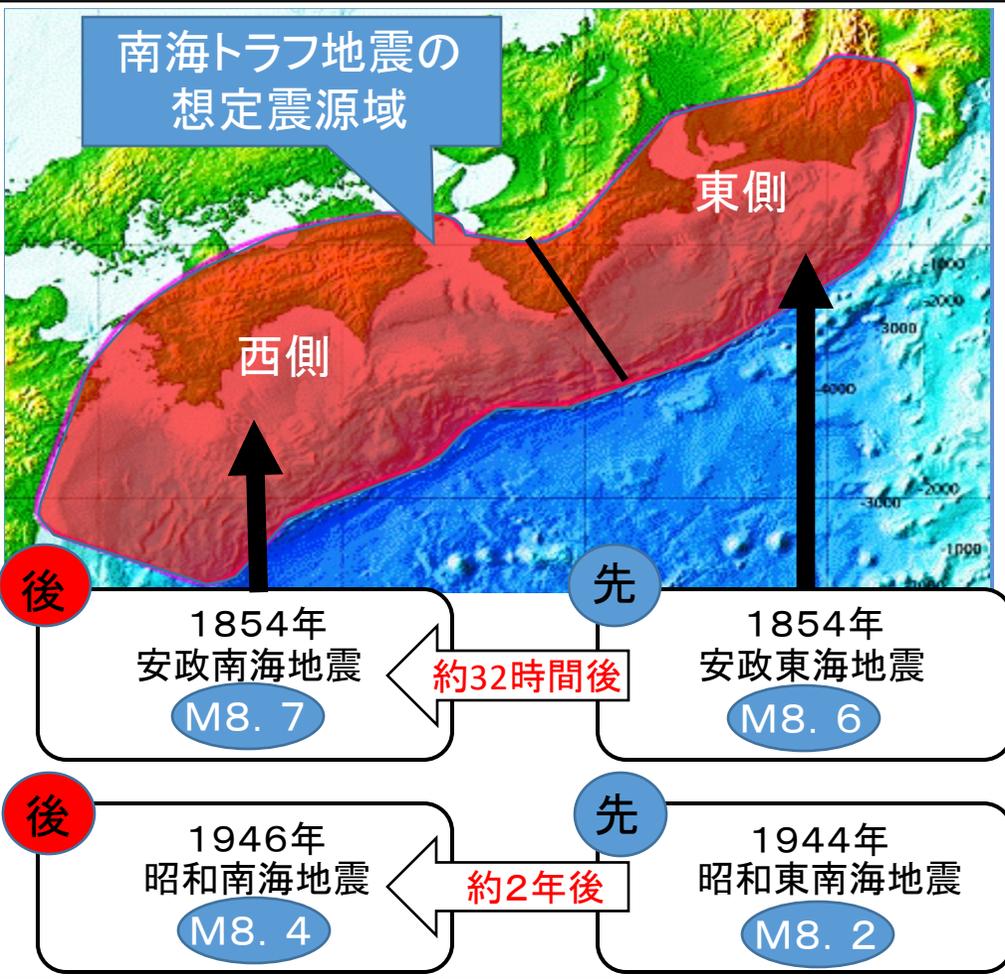
走錨対策強化の勧告は、港則法に基づく錨泊制限海域への錨泊自粛勧告と連動して発出されますので、特に勢力の強い台風以外でも発出される場合があります。

# 津波に関する勧告 (京浜港長)

津波注意報・警報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船 舶 等 の 対 応					
			大型、中型船、危険物積載船			小型船		工事・作業船
			港内着岸船	錨泊船、浮標係留船	航行船	港内着岸船	航行船・錨泊船	工事・作業等に従事する船
大津波警報	津波の高さ 10m超	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	港外退避	港外退避	陸上避難	着岸後陸上避難	工事・作業中止 係留避泊又は陸上避難
	10m 5m	有り	荷役・作業中止 港外退避			陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	工事・作業中止 小型船は水門内に避難又は着岸のうえ係留強化の後陸上避難 大型・中型船は港外退避又は係留強化の後陸上避難
津波警報	津波の高さ 3m	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	港外退避	港外退避	陸上避難	着岸後陸上避難	工事・作業中止 係留避泊又は陸上避難
		有り	荷役・作業中止 港外退避			陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	工事・作業中止 小型船は水門内に避難又は着岸のうえ係留強化の後陸上避難 大型・中型船は港外退避又は係留避泊
津波注意報	津波の高さ 1m		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	港外退避 走錨防止措置	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難	工事・作業中止 小型船は水門内に避難 大型・中型船は係留避泊又は港外退避
南海トラフ地震 臨時情報	巨大地震警戒		情報の入手 避難準備に関する警戒行動 情報伝達ルートの確認 避難方法・避難海域の確認 避難に必要な支援体制の確認 岸壁管理者の対応の確認 荷主企業等の対応の確認					
	巨大地震注意		情報の入手 情報伝達ルート・避難方法・避難海域の確認					
備 考			危険物積載船は、事業者側で予め対応マニュアルを作成	航路付近、海洋施設等に近い場所又は浅海域に錨泊中の船舶は時間的に余裕がある場合は水深が深く、広い場所に移動		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可		津波来襲までの時間的余裕がある場合は、工事・作業資器材の流出防止措置を講じる

南海トラフ地震の特徴

- 概ね100年～150年周期で繰り返し発生
- 前回の地震から70年以上が経過し、地震発生の可能性が高まっている。
- 30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%といわれているが、確度の高い地震予測は困難
- 過去、南海トラフ東側で大規模地震が発生した後、約32時間後や2年後に西側で大規模地震が発生した事例もあることから、  
**後発地震への警戒**が必要となる。



南海トラフ地震の発生可能性の高まりを知らせる情報として、気象庁は  
**「南海トラフ地震臨時情報」**  
を発表する。

当該情報に応じた  
**新たな船舶津波対策**  
が必要となる。

南海トラフ想定震源域及び周辺でM6.8以上の地震等発生

発生直後

南海トラフ地震臨時情報(調査中)

地震等発生から最短で2時間後

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

☆港則法第39条第4項による勧告発出

- 情報の入手
- 避難準備に関する警戒行動
  - ・情報伝達ルートの確認
  - ・避難方法・避難海域の確認
  - ・避難に必要な支援体制の確認
  - ・岸壁管理者の対応の確認
  - ・荷主企業等の対応の確認

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

☆港則法第39条第4項による勧告発出

- 情報の入手
- 情報伝達ルート・避難方法・避難海域の確認

地震等発生から1週間

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)への切換

- ※港則法第39条第4項による勧告
- ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)対応に同じ

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の解除

※港則法第39条第4項による勧告解除

地震等発生から2週間

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の解除

※港則法第39条第4項による勧告解除

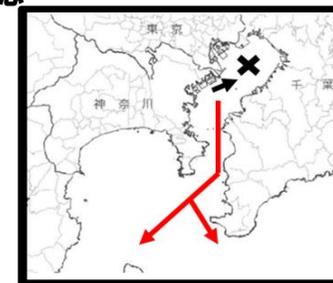
### 1 南海トラフ地震に関する情報の入手

- 港長からの勧告等
- 運航者、船舶代理店等からの情報
- インターネット、テレビ、ラジオ等からの情報



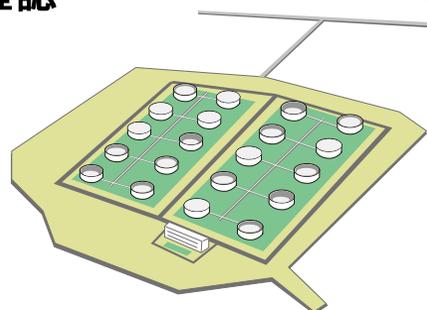
### 2 避難方法・避難海域の確認

- 避難の方法(港外避難、港内避泊、係留避泊、陸上避難)を確認
- 安全な避難海域を確認



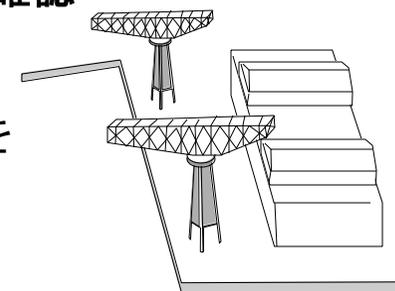
### 3 荷主企業等の対応の確認

荷主企業、荷役業者が荷役作業の制限を実施するか否かを確認



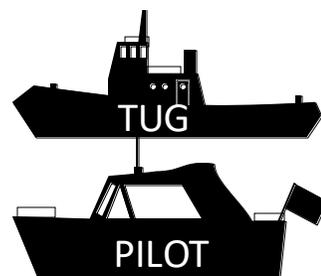
### 4 岸壁管理者の対応の確認

岸壁管理者が岸壁の使用の制限を実施するか否かを確認



### 5 避難に必要な支援体制の確保にかかる確認

水先人、タグボート等の支援を行う事業者が、支援を実施することが可能か否かを確認



**南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)**発表時には、南海トラフ地震に関する情報の入手に努め、また、連絡系統、避難方法、避難海域を確認する必要がある。